杉並区コーラス連盟会則

（名称及び事務所）
第　１　条　本連盟は、杉並区コーラス連盟と称し、事務所は会長宅に置く。

（構成）
第　２　条　本連盟は、加盟団体員全員をもって構成する。

（目的）
第　３　条　本連盟は、コーラスの普及と区内のアマチュアコーラス団体相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

（事業）
第　４　条　本連盟は、第３条の目的達成のために次の事業を行う。
（１）コーラスの普及と発表に関すること。
（２）加盟団体の親睦と交流に関すること。
（３）コーラスの技術向上に関すること。
（４）活動場所確保に関すること。
（５）その他必要な事項

（組織・運営）
第　５　条　本連盟は、第４条の趣旨に賛同するアマチュアコーラス単位団体で組織する。ただし、小中学校児童生徒を主体とする団体は除く。

第　６　条　本連盟の加盟及び退会は総会において審議承認する。

第　７　条　本連盟に次の役員を置く。
会　長　　１名
副会長　若干名
事務局　若干名
会　計　　２名
監　事　　２名
相談役　若干名を置くことができる。

（１）会長は本連盟を代表し、他の役員はこれを補佐する。
（２）監事は本連盟の事業及び会計を監査する。

第 8 条　役員の選出と任期

（1）役員は加盟団体の推薦を受けた者から選出し総会により決定する。

（2）役員の任期は２年とし、再任を妨げない。原則として最大３期までとする。任期中交代の場合は、その前任者の残任期間とする。

（会議）

第 9 条　本連盟の会議は、総会と役員会とし、必要に応じ、会長が招集する。

第 10 条　総会の成立と議決要件は次のとおりとする。

（1）総会は年度初めに、役員と加盟団体の代表またはその推薦を受けた者１名によって構成し、３分の２以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

（2）会議の議決は、出席者の過半数で決する。

第 11 条　本連盟は必要に応じ、委員会を設けることができる。

（会計）

第 12 条　本連盟の経費は、加盟団体の会費およびその他の収入をもって充てる。

（1）　加盟団体の会費は、入会金３，０００円、年会費３，０００円とする。

（2）　本連盟の会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

付　則

第 1 条　この会則は総会の議決を経て改正することができる。

第 2 条　この会則は、昭和４８年７月１８日より実施する。

昭和４９年２月　一部改正
昭和５５年４月　一部改正
平成　６年４月　一部改正
平成　８年４月　一部改正
平成　９年４月　一部改正
平成１３年４月　一部改正
平成１６年４月　一部改正
平成２５年４月　一部改正
平成２６年４月　一部改正
令和　４年４月　一部改正